

## 南幌町企業誘致報奨制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、南幌町（以下「町」という。）が分譲する南幌工業団地に立地を希望する企業又は個人に関する有効な情報を町へ提供した者（以下「情報提供者」という。）に対し報奨金を交付する制度について必要な事項を定めることにより、町内への企業誘致を推進し、町内における雇用の創出と産業の振興に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 立地希望企業等 南幌工業団地に事業の用に供する5,000平方メートル以上の事業用地を取得し、又は借り受けようとする企業又は個人をいう。
- (2) 情報提供者 立地希望企業等に関する情報を町に提供し、立地希望企業等と町との企業立地に関する仲介を行う者をいう。

### (情報提供者の要件)

第3条 報奨金の交付を受けることができる情報提供者は、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

- (1) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項に規定する免許を受けて宅地建物取引業を営む者
- (2) 銀行法（昭和56年法律第59号）第4条第1項に規定する免許を受けて銀行業を営む者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定にかかわらず、情報提供者の資格を有しない。

- (1) 自らが所属する企業の立地に関する情報の提供を行おうとする者
- (2) 町が既に誘致活動を行っている立地希望企業等又は他の情報提供者が町に対し既に情報の提供を行っている立地希望企業等に関する情報の提供を行おうとする者
- (3) 関係法令により業務停止処分、営業停止処分等の処分を受けている者
- (4) 南幌町暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年南幌町条例第20号）第2条第1号から同条第3号までに規定にする暴力団、暴力団員及び暴力団事業者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が情報提供者として不適当と認める者

(情報提供の方法)

第4条 情報提供者は、立地希望企業等の同意を得た上で、立地希望企業等情報提供書（別記様式第1号。以下「情報提供書」という。）に必要な書類を添えて町長に提出するものとする。

2 立地希望企業等の同意は、当該立地希望の情報を町に提供することについて、立地希望企業等が同意したことを証する情報提供同意書（別記様式第2号）に記名押印していることにより確認する。

3 情報提供書は、立地希望企業等1件について、1通のみ提出することができるものとする。

(情報の受付等)

第5条 町長は、情報提供者から情報提供書及び情報提供同意書が提出されたときは、その内容を確認して情報受付の可否を決定し、その結果について、速やかに企業等立地情報受付結果通知書（別記様式第3号。以下「通知書」という。）により、情報提供者へ通知するものとする。

2 情報提供者は、前項の規定による通知に対して異議を申し立てることはできない。

(通知書の有効期間)

第6条 通知書の有効期間は、前条第1項の規定による通知書を交付した日の翌日から起算して2年間とする。

(情報提供者の責務)

第7条 情報提供者は、次の各号に掲げる責務を負うものとする。

(1) 立地希望企業等の立地に関して知り得た情報を、この要綱の規定に基づき町へ提供する場合を除き、第三者に漏らしてはならない。

(2) 立地希望企業等の情報提供に関し、苦情、紛争等が生じたときは、自らの責任において処理しなければならない。

(3) 立地希望企業等の情報提供に関し、不正又は不当な行為を行ってはならない。

(情報提供に関する費用負担)

第8条 立地希望企業等の情報提供に要した交通費、通信費、その他の経費は、情報提供者がこれを負担するものとする。

(報奨金の交付決定)

第9条 町長は、町と立地希望企業等の間において土地売買契約を締結し、当該立地希望企業等が土地売買代金を完納した上で、当該事業用地の引渡し完了し、又は町と立地希望企業等の間において事業用定期借地権契約を締結し、当該立地希望企業等が契約保証金を納入したときは、情報提供者に対し、報奨金を交付する。

2 前項の報奨金の額は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とし、1件につき300万円を限度とする。

(1) 土地売買契約を締結した場合 契約書に記載された売買代金に100分の3を乗じて得た額

(2) 土地賃貸借契約を締結した場合 契約書に記載された賃料の1か月分の額

3 町長は、前2項の規定による報奨金の交付を決定したときは、情報提供者に対して企業誘致報奨金交付決定通知書（別記様式第4号）によりその旨を通知するものとする。

（報奨金の支払）

第10条 前条第3項の規定による通知を受けた情報提供者は、報奨金の交付を請求するときは、企業誘致報奨金請求書（別記様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（報奨金の返還等）

第11条 町長は、第5条の規定により受付した情報について、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、当該情報の受付を無効として、当該情報提供者に報奨金を交付しないものとし、既に交付した報奨金があるときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(1) 情報提供者が、報奨金を受ける権利を第三者に譲渡したとき。

(2) 情報提供者の不正又は不当な行為により立地希望企業等に関する情報を入手したことが判明したとき。

(3) 情報提供者が提出した情報提供書に事実と異なる記述があったとき。

(4) 情報提供者が、第3条第2項各号の規定に該当することが判明したとき。

2 町長は、前項の規定により情報の受付を無効とした場合は、企業等立地情報受付無効通知書兼企業誘致報奨金返還命令書（別記様式第6号）により、情報提供者に通知するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この告示は、平成26年9月1日から施行する。